

平成28年3月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	敏美
教	育	浦	郷	究
技	監	松	尾	定
総	務	北	川	政
総	務	中	野	博
企	画	平	川	剛
営	業	井	上	祐
営	業	千	賀	耕
営	業	小	田	修
く	ら	大	宅	敬
ま	ち	山	下	朋
山	内	橋	口	一
北	方	松	本	重
会	計	村	山	美
こ	ど	溝	上	正
こ	ど	諸	岡	隆
上	下	笠	原	孝
総	務	水	町	直
財	政	松	尾	徹
企	画	古	賀	龍
選	挙	神	宮	一
監	査	末	藤	勇
農	業	永	尾	淳
委	員			智
会	事			子
務	局			勝
長				裕
				久
				久
				郎
				文
				二
				一

議 事 日 程 第 5 号

3月14日（月）10時開議

- 日程第1 新幹線とまちづくり特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第2 常襲水害地対策特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第3 議会改革調査特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第4 I T行政推進特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第5 庁舎建設等特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第6 地方創生総合戦略特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第7 第1号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託
省略・討論・採決）
- 日程第8 第2号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例を廃止する条例）（質疑・所管常任委員
会付託省略・討論・採決）
- 日程第9 第3号議案 武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
（質疑・総務文教常任委員会付託）
- 日程第10 第4号議案 武雄市情報公開条例等の一部を改正する条例（質疑・総務
文教常任委員会付託）
- 日程第11 第5号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会
付託）
- 日程第12 第6号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
- 日程第13 第7号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（質疑・総務文教常任委員会付託）
- 日程第14 第8号議案 武雄市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
- 日程第15 第9号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（質疑・産業経
済常任委員会付託）
- 日程第16 第10号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（質疑・福
祉常任委員会付託）
- 日程第17 第11号議案 武雄市総合計画審議会条例を廃止する条例（質疑・総務文
教常任委員会付託）
- 日程第18 第12号議案 武雄市過疎地域自立促進計画について（質疑・総務文教常
任委員会付託）
- 日程第19 第13号議案 市道路線の廃止について（質疑・建設常任委員会付託）
- 日程第20 第14号議案 市道路線の認定について（質疑・建設常任委員会付託）

日程第21	第15号議案	行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第22	第16号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第23	第17号議案	平成27年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第24	第18号議案	平成27年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第25	第19号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第26	第20号議案	平成27年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第27	第21号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第5回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第28	第22号議案	平成27年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第29	第23号議案	平成27年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第30	第24号議案	平成28年度武雄市一般会計予算（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第31	第25号議案	平成28年度武雄市国民健康保険特別会計予算（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第32	第26号議案	平成28年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第33	第27号議案	平成28年度武雄市下水道事業特別会計予算（質疑・建設常任委員会付託）
日程第34	第28号議案	平成28年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（質疑・建設常任委員会付託）
日程第35	第29号議案	平成28年度武雄市競輪事業特別会計予算（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第36	第30号議案	平成28年度武雄市給湯事業特別会計予算（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第37	第31号議案	平成28年度武雄市水道事業会計予算（質疑・建設常任委員会付託）
日程第38	第32号議案	平成28年度武雄市工業用水道事業会計予算（質疑・建設常任委員会付託）
日程第39	報告第1号	専決処分の報告について（質疑）
日程第40	報告第2号	専決処分の報告について（質疑）
日程第41	請願第1号	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願（趣旨説明・質疑・産業経済常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さん、おはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました請願第1号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1～第6 新幹線とまちづくり特別委員会報告～地方創生総合戦略特別委員会報告

日程第1. 新幹線とまちづくり特別委員会報告から、日程第6. 地方創生総合戦略特別委員会報告までの6件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたします。

最初に、新幹線とまちづくり特別委員会の報告を求めます。川原新幹線とまちづくり特別委員長

○新幹線とまちづくり特別委員長（川原千秋君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。新幹線とまちづくり特別委員会の報告をいたします。

まず九州新幹線長崎ルートでございますが、武雄温泉から長崎間については現在順調に工事が進捗しており、新幹線の開業に向け今確実に前進しております。しかし、まだ多くの課題もあり、今後も国県の動向を注視しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

我々、新幹線とまちづくり特別委員会といたしましても、平成27年9月28日に委員会を開催し、現地視察を行い、実際にトンネル内部に入り工事関係者より説明を受け、武雄トンネル工事の新幹線の整備進捗状況を確認いたしました。

また、昨年11月には北陸新幹線開業後の沿線自治体の状況を把握すべく、新潟県糸魚川市及び富山県黒部市へ行政視察を行いました。現状を視察する中で、観光客が駅におり立ち周辺散策をするためには、駐車場整備を含めた駅周辺の地域活性が重要課題であるとの御説明を受け、当委員会といたしましても先進地事例を参考にしつつ、今後も執行部と連携を図りながら新幹線とまちづくりに向けた提言を行なってまいります。

また、昨今の九州新幹線長崎ルートの動きはフリーゲージトレインの開発の遅れにより、国交省は武雄温泉で在来線特急と新幹線を乗り継ぐリレー方式で2022年に暫定開業を目指す案を佐賀長崎両県へ正式に提案なされ、新たに発生する改修工事費の負担等について今後、国と県の協議がなされるものと思っておりますが、本委員会といたしましては市勢の浮揚、発展の礎を築くためにも新幹線のフル規格化については今後も重要な課題として取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。山崎常襲水害地対策特別委員長

○常襲水害地対策特別委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。常襲水害地対策特別委員会の報告をさせていただきます。

9月2日に委員会を開催し、要望活動等趣旨の協議検討をいたしました。

9月24日には武雄河川事務所に対し、武雄市常襲水害地対策促進期成会及び武雄市六角川洪水調整池整備促進期成会合同による要望活動を行いました。この要望活動は毎年継続して行っており、その内容には六角川の治水安全度を高めるため、六角川整備計画で位置づけられている洪水調整池の整備促進を図るとともに内水対策の推進を強く要望し、加えて昨年同様、常襲水没のおそれがある家屋につきましては、河川改修等のハード整備と平行して流域の特性に合わせた総合的な内水対策の実施に向け、関係機関との連携・調整を図ることを切に訴えてまいりました。

また、9月30日から10月2日には九州地方整備局及び国土交通省、それに県選出国會議員等に対して両期成会合同による要望活動を行いました。今後におけるさらなる協力要請をしたところであります。昨年こそ大きな水害もありませんでしたけれども、いついかなるときでもやっぱり住民の、市民の生活安全につなげていきたいということでございますので、今後さらなる要望活動を続けていきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。松尾初秋議会改革調査特別委員長

○議会改革調査特別委員長（松尾初秋君）〔登壇〕

おはようございます。議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会におきまして、昨年一般質問の時間の短縮や最終日の討論採決についてテレビ放映などを検討し取り組みました。

今年度は、数名の議員より議会だより発行の要望があっておりましたので、慎重に検討しております。

これまでは市報の1ページに議決状況を載せていたのを、9月の定例会からは一般質問の項目まで載せ、QRコードにより動画を見られるように変更しております。

今後も、協議が必要になってくるのではと考えておりますとともに先進地に学ぼうと、昨年10月19日から21日にかけて東京都北区、埼玉県飯能市を訪問いたしました。北区区議会での文字通訳は武雄市とは別の機械的な設備で行われており、その状況の視察を行いました。また、飯能市議会では議会にタブレットが導入されており、その使用状況の視察を行ってお

ります。今後は、当議会でも導入を視野に検討する必要があるのではと考えております。

私たち議会改革調査特別委員会といたしましては現状の認識、課題の把握、市民の声を十分に意識して、今後とも議会改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、IT行政推進特別委員会の報告を求めます。牟田IT行政推進特別委員長

○IT行政推進特別委員長（牟田勝浩君）〔登壇〕

報告いたします。

現体制による当特別委員会におきまして、特に高速通信網の整備を重点にやっております。全市光、全市Wi-Fi、この実現に向け2年間の委員会活動を行ってまいりました。

つい3週間ほど前ですけども、グーグルジャパン本社に行き、そして内閣府への要望活動を行ってまいりました。内閣府におきましては昨年引き続きITインフラの整備に関する要望活動を行い、石破茂地方創生担当特命大臣、また福岡資麿内閣府副大臣と直接ディスカッションし、御指導いただきながら要望事項をお伝えいたしました。

そして、委員会の会議におきましてはケーブルワン株式会社などを参考人として来ていただき、この件につきましても今年度をまたいで光通信網の整備等に関して直接ディスカッションすることができました。独自事業として実施しておられる光事業の深部などを伺い、また武雄市内をエリアとするケーブルテレビ及びインターネットサービスの行われている他の2社も同様の考えで事業を推進されるということで、全市光の実現が目の前に迫ってまいりました。このIT行政推進特別委員会の動きが、それに火をつけたと委員会一同自負しております。

一方の全市Wi-Fiにつきましましては、これから調査研究をますます深め要望活動、そして全市Wi-Fiにおける防災、観光、そして福祉の向上における高速通信網Wi-Fiの整備において武雄市がさらなる飛躍を遂げるように、我々委員一同これからも頑張っていきたいと思っております。また委員だけではなくて議会、議会だけではなくて、そして執行部、そういう方々の力をいただきながら、さらに武雄市が日本に誇れるIT化を進めていきたいと思っております。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、庁舎建設等特別委員会の報告を求めます。山口昌宏庁舎建設等特別委員長

○庁舎建設等特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。庁舎建設等特別委員会の中間報告を申し上げます。

庁舎建設等特別委員会では御報告をいたしますが、昨年この場で報告を行って以後、新庁舎の基本計画、配置計画、議会フロア、基本設計など経過、進捗の報告を含め5回の委員会を開催し協議を行ってまいりました。敷地内のレイアウトや建物の構造などの計画が進められ、その都度協議を行ってきたところです。

先日の議員連絡会において概要版基本設計書の報告を受け、内容は御承知のとおりだと思います。これから各フロアの配置を初め、具体的な検討を経て実施設計、建設へと進むこととなります。

新庁舎建設事業に対して、議会は議会としての対応を今後も諮る必要がございます。執行部におかれては、これからの庁舎にふさわしいものとなるよう事業の推進を期待いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、地方創生総合戦略特別委員会の報告を求めます。吉川地方創生総合戦略特別委員長

○地方創生総合戦略特別委員長（吉川里己君）〔登壇〕

地方創生総合戦略特別委員会の報告をいたします。

国において地方創生関連法が制定され、地方創生に向けた緊急的な取り組みに対する措置がなされる中で、地方においては地方創生に関する市町村創生総合戦略を策定し諸施策の推進、効果の検証の各段階において十分議論をするように求められ、本市議会といたしましても特別委員会を設置し、地方創生の円滑な推進を図るべきであるとの理由で平成27年4月の臨時会においていち早く設置をしたところでございます。

これまで4回の特別委員会で内容を協議いたしまして、昨年10月に武雄市まち・ひと・しごと総合戦略「もっと輝く☆スター戦略☆」が策定をされたところでございます。

基本目標といたしましては雇用、子育て、生きがい、交流人口、地域のつながりの5つの柱を軸に平成31年度の人口4万9,000人、市民所得10%アップを目指して、今後はこの総合戦略を着実に実行をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第7 第1号議案

日程第7. 第1号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第1号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第1号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、承認されました。

日程第8 第2号議案

日程第8. 第2号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第2号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例は、承認されました。

日程第9 第3号議案

日程第9. 第3号議案 武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を議題といたします。

第3号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第4号議案

日程第10. 第4号議案 武雄市情報公開条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第4号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11・第12 第5号議案・第6号議案

日程第11. 第5号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第12. 第6号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

以上の2議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

以上の2議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第7号議案

日程第13. 第7号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第7号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第8号議案

日程第14. 第8号議案 武雄市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第8号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第9号議案

日程第 15. 第 9 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。
第 9 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 10 号議案

日程第 16. 第 10 号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 11 号議案

日程第 17. 第 11 号議案 武雄市総合計画審議会条例を廃止する条例を議題といたします。
第 11 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 12 号議案

日程第 18. 第 12 号議案 武雄市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。
第 12 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19・第 20 第 13 号議案・第 14 号議案

日程第 19. 第 13 号議案 市道路線の廃止について及び日程第 20. 第 14 号議案 市道路線の認定についての 2 議案を一括議題といたします。

以上の 2 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

以上 2 議案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 21 第 15 号議案

日程第 21. 第 15 号議案 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に関する事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

第 15 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 第 16 号議案

日程第 22. 第 16 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を議題といたします。

第 16 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 23 第 17 号議案

日程第 23. 第 17 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 17 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 24 第 18 号議案

日程第 24. 第 18 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 18 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 25 第 19 号議案

日程第 25. 第 19 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26 第 20 号議案

日程第 26. 第 20 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27 第 21 号議案

日程第 27. 第 21 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 28 第 22 号議案

日程第 28. 第 22 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 22 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 29 第 23 号議案

日程第 29. 第 23 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 30 第 24 号議案

日程第 30. 第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 31 第 25 号議案

日程第 31. 第 25 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始いたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 32 第 26 号議案

日程第 32. 第 26 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 33 第 27 号議案

日程第 33. 第 27 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

第 27 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 34 第 28 号議案

日程第 34. 第 28 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 35 第 29 号議案

日程第 35. 第 29 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 36 第 30 号議案

日程第 36. 第 30 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。
第 30 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 37 第 31 号議案

日程第 37. 第 31 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。
第 31 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 38 第 32 号議案

日程第 38. 第 32 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。
第 32 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 39・第 40 報告第 1 号・報告第 2 号

日程第 39. 報告第 1 号 専決処分の報告について及び日程第 40. 報告第 2 号 専決処分の報告についての 2 件を一括議題といたします。

以上、2 件に対する質疑を開始いたします。

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

専決処分でお伺いします。

ずっと毎年専決、毎年というか毎議会出てきてるんですけども、この金額ってのはまあ武雄市の負担分ってことで納得できるんですけども。今までやっぱりきちんとフォローされてると思ってたんですね。保険の内容とか何とかがっていうの。私が聞いた話では事故を起こされて、また入院中に 1 回その担当の人が行った、入院中ですからもちろん詳しくは話せない。その後にもう 1 カ月も間をおいてやっと思った。入院中とかどうなるんだろうと。その間のフォローもね、もちろん事故を起こした方は行きますけど、その保険の担当っていうのは全く連絡も顔出しもしない。今までこういうふうなのはきちんと我々もフォローされていると思ってやってたんですけども。民間の保険会社さんっていうのは何度も行って、例えばそういうふうな示談とか補償とか何とかがっていつて、入院者を安心させるっていうのがほとん

どの今の民間の会社さんですけども、私が聞いたのはもうほとんど行ってないと。今かかっている保険ですね。その辺のところのきちんとしたフォローはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。事故を起こした相手に対するですね。

○議長（杉原豊喜君）

北川総務部長

○北川総務部長〔登壇〕

おはようございます。この交通事故の書類につきましては、市としましては市有物件共済会というところに委託をいたしておるわけですけども、この件につきましてはまず物損を処理いたしまして、あと治療中の補償についてはその治療が終了後ということで報告をさせていただきます。

そういったことで、当事者の方には市有物件共済会のほうからの御連絡等はやっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

そこの保険、市が契約されているところが行かれてるっていうのは、それは行かれてないんですね、全然。やっと、こうやって来てないんじゃないかって言って初めて行けると。入院してる——事故っていうのは人間だから仕方ないでしょ。職員さんもいっぱいいらっしゃるから。何百人かいる中じゃ事故は起きると思います。ただ、その後のフォローをきちんとしなきゃいけないと。やっぱり市の職員さんとか何とかにぶつけられても、きちんとしてくれたってならなきゃならないけど、今なってないっていうのが現実らしいんですよ。

ぜひですね、その辺の検証を再度していただいて、もし今後こういうふうな事故があった場合にきちんと相手側に不安を与えず、きちんとした補償ができるような形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

北川総務部長

○北川総務部長〔登壇〕

ただいまこちらがお願いしております市有物件共済会のほうにすべてお任せをしているというふうなお聞き取りがあったかと思います。これにつきましては、当然その後の経過等については当事者はもちろんですが、市のほうも抜かりがないように今後気をつけてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 41 請願書第 1 号

日程第 41. 請願第 1 号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第 1 号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願の紹介議員として説明を申し上げます。

請願の趣旨に書かれております。読み上げて説明に変えたいと思います。

T P P 環太平洋パートナーシップ協定は 2 月 4 日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないまま T P P 対策費を含む補正予算を通し、約 2,900 ページとされる協定及び付属書の公表も 2 月 2 日になるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。

さきの 8 日に国会に内閣から提案を、法案が国会提出をされました。国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくありません。

一方 T P P 協定は、少なくとも G D P で 85% 以上 6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、T P P 大筋合意に支持は少数派であり、米国の批准は早くても 11 月の大統領・議員選挙後と見られています。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要 5 品目すべてで大幅な譲歩を行い、加えて重要 5 品目の 3 割、その他の農産品では 98% の関税撤廃を合意しています。さらには政府が守ったとしている重要 5 品目の例外も 7 年後には米国など 5 カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今示されている合意は、通過点にすぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります。これでは地域農業は立ち行きいきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療を初め健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度にかかわる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえありません。T P P と並行して行われてきた日米 2 国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府機関に提出するよう請願します。

請願項目 1、国会決議に違反する T P P 協定の批准は行わないこと。

以上、請願者、住所、氏名、記載のとおりであります。

以上、説明を申し上げ、提案にかえる次第でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

請願第1号に対する質疑を開始いたします。

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

私も本当はあんまり推進派じゃないんですけども。

ちょっとこの文章でお伺ひしたいのが、真ん中より下あたりの「合意は通過点にすぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります」ってあるんですけど、この根拠は何なのか私もちょうと知りたいんですね。

一番下から、「アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって」、その次は何と読むのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

「通過点にすぎず」ということでありますけれど、その2行上にありますように重要5品目の例外も7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているということで御理解いただければと思いますが。

下の担当省庁が窓口になって規制改革会議に、これ諮るですよ。

○議長（杉原豊喜君）

諮る。（発言する者あり）

○23番（江原一雄君）（続）

ちょっと質問がちょっと聞き取れなくて申しわけないですけど。

〔20番「規制改革会議っちゅうところは、何て読むとそうなる」〕

諮ると。

〔20番「規制会議諮る」〕

○議長（杉原豊喜君）

規制改革会議に諮ると。

○23番（江原一雄君）（続）

に。

○議長（杉原豊喜君）

にって載ってますよ。

〔20番「わかっとう、わかっとうばってんが、請願っていうのは、極めて重要なもので、そういう文章の字抜けとか何とかって今までなかったですもんね。やっぱり出すとき

には担当者がきちんと読んでわかつとかと、読んどらんということじゃないですか。どうでもいいことですが、声を出すときには我々もきちんと一言一句読んで理解して出してるんですけど、これは読んで出してないってということじゃないかということですよ」

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

牟田議員からの質問で、規制改革会議に諮るということの質問ですけど、ちゃんと読んでますけど、説明という意味で理解不足と言われてたら申しわけありませんけれども、読んでちゃんと提案をしているつもりでございます。（「にが入っとらんと言われてる」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員、公文書の中のこういったの、きれいに印鑑のあるほうの公文書の中で事項が抜けていると。（発言する者あり）この文書の、その裏のところ。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

今の質問については申しわけありません。事務局とやり取りする上で、請願書文と意見書案について確かめて記載をしていただいております。請願者から上がった文書はそのまま提出しております。ということで、ここの請願、今読み上げましたことについて御理解いただきたいと。修正をして提案をしておりますのでよろしく申し上げます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに。

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

この請願文の中ですら、趣旨の中の下あたりの、「また、透明性や規制の整合性の確保を理由に」云々と書いてあります。その下の行になりますが、「参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります」と書いてあります。

ところが今江原議員さんはですね、ありませんと表明されました。これはありますと、ありませんでは全然意味が違ってきますし、正当性があるものと、こういうふうに規制さえありますとあればですね、意味も通じるんですが、ありませんという江原さん言われましたけれども、全然意味が違ってきますけれども、どういうことでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

申しわけありません。訂正します。御指摘を受けて訂正します。字のとおりであります。

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

今説明者からはですね、質疑を受けて訂正しますということでございますが、自分の意思で訂正されることじゃなかですか。(笑い声)

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

請願の趣旨に書かれておりますように、規定さえありますということが正解でございますので、そのように読み上げたと思っておりましたが、指摘されておりますので訂正をして、規定さえありますという表現に変えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

江原さんは、意見を表明できる規定はありませんって思ったらしたっちゃなかですか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

私の勘違いじゃないかと思ひます。訂正します。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど。下から、さっき末藤議員さんの御指摘の次の行からですけれども、「T P P と並行して行われてきた日米 2 国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ主権放棄」といふことで記載がされておりますけど、その前段を読んできると主権放棄じゃないような気がするんですけど、こちら辺すみません、ちょっと私に教えていただけませんか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

上田議員の質問にありますように、表現のあり方として、非常にここに先ほど申し上げましたように約 2,900 ページ。あるいは意見書案に書いておりますけれども、T P P 対策費を含む補正予算を通し 6,000 ページを超えるとされる協定及び付属書をきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしていますという表現もあります。

この T P P 問題について最大の問題は、おっしゃるとおり本当に個々個々の問題について

は非常に理解、よく勉強しないと答弁も私自身も正直できませんので。ただ問題として、私たちが武雄市議会で国会決議、いわゆる重要5品目等の完全撤廃をしないということを以前にもTPP問題については意見書を可決しておるわけですけど、今回改めて先ほど言いました8日に国会に政府のほうから提案をされました。

今後、国会で重要な議論がされていくかと思えますけれども、ここに今、上田議員からの質問もありますけれども、請願者等の内容も含めて付託していただければ、委員会への請願者の出席も含めまして御議論いただければとお願いする次第でございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、ちょっと質問と答えが全然かみ合っていないような気がするんですけど。（発言する者あり）かみ合っとうですかね。

その書いてあることと、さっき私が読み上げた場所が主権放棄に等しいって、私これを読んでそうは思えないんですけど、そこをちょっと教えていただきたいということでお伝えしてるんですけど、お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この請願の趣旨について、それぞれ受けとめ方があろうかと思います。（笑い声）その意味ではここに書かれてる文言について請願者の意を酌んで私は紹介し、貴議会で議論をし、可決をし、採択をしていただいて、政府への意見書を提出していただければというのが請願の趣旨でございますので御理解いただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

先ほどから申し上げているようにですよ、担当省庁が、ごめんなさい、そこからよくわかんなかった。担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮らないのであればですよ、主権放棄と言われてもおかしくないと思うんですよ。ただ窓口になって規制改革会議に諮るのになぜ主権放棄になるのかと。単純な国語の質問をちょっと僕が理解できないので、これを読んでてですね、理解できないのでちょっと質問をしているんですけど、諮らないのであれば主権放棄に等しいということで書かれるのはつじつま合うのかなと思うんですけど、そこら辺を教えていただけませんか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

今、上田議員からの質問であるように T P P 交渉と合わせて、ここにある日米 2 国間協議ではという協議のもとで、国会を通さず各省庁の担当の窓口になって規制改革会議という総理の諮問機関。私もそこは勉強してませんが規制改革会議が……（発言する者あり）総理の諮問機関どちらかあるかと思えますけれども、そういう国会に諮らないで、諮ることが主権放棄に等しいということを述べていると私は理解しておりますので、そういう意味で報告したいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

1 点だけ。先ほどから請願者の意を酌んでいただきましてということが再三でおりますけれども、ここにある農民運動佐賀県連合会そのものはどういう連合会なのか、まずそこがわからないことには我々も審議をする過程の中で難しいんじゃないかと思うんですけど、どういふこれは団体なんですか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

この団体の歴史は……

〔18 番「歴史はなくていい。どういう団体なのかを教えてください」〕

団体は、農民運動佐賀県連合会という名称でございますので字のとおりでございます。農家の皆さんや農業に携わる、あるいは学者の皆さん達の各種団体、農民運動佐賀県連合会という組織と理解しておりますが。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ですか。

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

このですね、もともとの出された文章というのは、訂正して再度出し直されるのかということですね、1 点。それとこっちは表題のところ市議会議長じゃなくて武雄市議会議長と書いてもらわんと、また後でごちゃごちゃなったりしますので、その辺もよろしく願います。（笑い声）

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

ちょっと宮本議員の質問の趣旨がちょっとわかりません。（「ここに武雄市議会って書いて出し直しんさーとですかって」「武雄市議会議長って書いちゃれんたいね、こいに」（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

出し直すということはありませんけど。このとおりでございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

24 番谷口議員

○24 番（谷口攝久君）〔登壇〕

これ本当に農村の農民の方々もね、要するにいわゆる生活を守るために、そしてまたTPPの協定の問題によって本当に影響を受ける、そういう方々の切実な反対の気持ちあるいはそういう問題について、私はやっぱり国会でこう論議されているについてのことに対して地方から意見を申し上げるのは当然のことですから、そういう意味ではですね、私は本当にそれ今いろいろ質問があつてましたよね。武雄って書いてないから市議会議長、杉原豊喜って書いてありますけど、杉原議長である議会がですよ、こういう議案として出すことを一応意見書の案を受け取っているわけですから。（「質疑ば」と呼ぶ者あり）そういうことは関係ない、そういうこと言うとおかしいと思うんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

討論ではございませんので、賛成反対の討論ではございませんので、これ意見書、請願に対しての。

○24 番（谷口攝久君）（続）

ただ、いやいや、すみません、助かりました。わかりました。一つだけ申し上げたいのはですね、そういうですよ、願意を尊重してそういう気持ちをですよ、やっぱり市民の声を伝えることもですよ、これはもう議長、議会における一つ大きな権限であり……（「質問じゃけん」と呼ぶ者あり）責任でもありますから。（「うん」と呼ぶ者あり）当然これをやっぱり願意を尊重してやるということであれば、当然これを受理して委員会に付託してもらうのが当然でなかろうかと思えます。

そういう、いわば請願者のこの提出、意見書提出された人の気持ちも当然理解できますので、これについては十分委員会で論議をしてもらった上でですね、やっぱり気にしていただくべきじゃないかと思うんですよ。（発言する者あり）（「今の質疑やない」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑じゃなかけんよかですよ。

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時52分